

和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

和光市議会委員会条例の一部を改正する条例

和光市議会委員会条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条(略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 文教厚生常任委員会 9人 ア 保健福祉部、 <u>子どもあんしん部</u> 及び教育委員会の所管に関する事項	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条(略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 文教厚生常任委員会 9人 ア 保健福祉部及び教育委員会の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

平成28年9月15日提出

和光市議会議長 齊藤 克己 様

提出者 和光市議会議員

齊藤 秀雄

賛成者 和光市議会議員

吉田 武司

待鳥 美光

吉田 けいみ

村田 富士子

菅原 満

吉村 豪介

金井 伸夫

赤松 祐造

小嶋 智子

提 案 理 由

市長の事務分掌の見直しに伴い、和光市議会委員会条例の規定を整備したいので、地方自治法第112条及び和光市議会会議規則第14条の規定により、この案を提出するものである。